平成２５年（フ）第５４３号
千葉県松戸市松戸新田314番地の１　株式会社テック212号
債務者　宮　健太郎
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　潤
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月20日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５０号
神奈川県小田原市本町３丁目５番27―602号プラージュ古清水、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番６号
債務者　高遠　正道
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
川崎市幸区小向仲野町８番１―127号、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番６号
債務者　高遠　　実
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県厚木市吾妻町１番４―103号、前住所川崎市麻生区黒川669番地１　ファインステージ黒川105
債務者　高遠眞佐夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
川崎市麻生区黒川669番地１　ファインステージ黒川105、前住所川崎市川崎区渡田４丁目11番３号
債務者　高遠シヅエ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
山口県下関市豊北町大字田耕5047番地４
債務者　古川　哲郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　康路
4　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地　山の下住宅Ｒ２―303
債務者　阿部　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目25番地
債務者　中宇地勝子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２６号
神戸市垂水区王居殿３丁目26番４―102号
債務者　モード・アルこと　福本　広美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号
宮崎県小林市須木奈佐木3947番地37
債務者　鹿島マサ子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市本町２丁目１番９号
債務者　伊藤　武彦
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３４号
高知県四万十市中村天神橋55番地
債務者　江間　淑子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３８４号
新潟市東区新石山２丁目13番地１　市営住宅いちょう243
債務者　清水　直子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部